

国民健康保険の 所得申告

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者（世帯主）は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。

市では、申告が済んでいない人などに「国民健康保険税申告書」を9月中旬に発送します。

申告がないと軽減措置などが受けられなくなりますので、必ず提出しましょう。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

将来の年金額を 増やすために



付加年金

国民年金保険料に上乗せして、付加保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができます。

■対象者

- 国民年金第一号被保険者
- 65歳未満の任意加入者（保険料免除、納付猶予を受けている人・国民年金基金加入者は対象外）

■付加保険料 月額 400 円

■付加年金額

付加保険料納付月数×200円（年額）

任意加入

60歳以降も、申出により任意加入ができ、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢年金を増やすことができます。

■対象者

- 年金受給に必要な納付や免除月数の不足で年金を受給できない人
- 保険料を納めていない期間があるために満額の受給金額に必要な納付月数が不足している人

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

固定資産の所有者が 亡くなった時の手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務が承継されます。

このため、相続人による次の書類の提出が必要です。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書

（土地と家屋の登記物件・償却資産）

○未登記家屋所有者変更届出書

（法務局で登記していない家屋）

千葉地方税務局からのお知らせ

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 課税課 ☎ (93) 0444

家族そろってご加入を！ 交通災害共済

年間 700 円の会費で、交通事故にあった場合に最高 150 万円の見舞金

交通災害共済は、県内 41 市町村で共同運営する助け合いの制度です。

■共済対象期間・会費

9月1日～翌年8月31日までの1年間で700円

■対象になる交通事故

自動車やオートバイなどによる事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

※原則として人身事故扱いのもの

■共済見舞金

- ①死亡見舞金 150 万円
- ②傷害見舞金 2万円～50万円
※通院日数に応じて
- ③身体障害見舞金 50 万円
- ④交通遺児見舞金
1人につき10万円

■申込み 市民活動推進課窓口または日吉台出張所窓口で申込み

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

命を守るために 迷惑駐車はやめましょう



迷惑駐車は、消防車や救急車などの緊急車両の進行を妨げ、現場への到着を遅らせてしまいます。

また、消火栓や防火水槽の周辺に車が止まっていると迅速な消火活動ができません。

1分1秒を争う現場への到着を遅らせないために、一人ひとりがルールと駐車マナーを守りましょう。

問 消防署 ☎ (92) 1311

空き地の管理は適正に



空き地の雑草を放置しておくと、ごみの不法投棄や害虫など、近隣に思わぬ被害を与える場合があります。

所有者は、日ごろから土地の状況を把握しておくなど、適正管理を心掛けてください。

問 環境課 ☎ (93) 4946

相談・講座・試験

養育費の法律相談

離婚に関する問題を解決するために弁護士による無料法律相談を行います。

■日時 8月23日（土）

13:00～16:00

（1人40分程度）

■場所 ミレニアムセンター佐倉
＜佐倉市宮前3-4-1京成佐倉駅北口直結＞

■申込み 8月20日（水）正午までに電話で申込み

問・申込先 一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会事務局
☎ 043 (222) 5818